

日出町学校給食センター調理配送等業務委託受託候補者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 日出町学校給食センター調理配送等業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、日出町プロポーザル審査委員会条例(平成24年日出町条例第27号。以下「条例」という。)により設置した日出町学校給食センター調理配送等業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 町職員
- (3) 日出町校長会長
- (4) 町立小中学校の児童・生徒の保護者
- (5) 栄養教諭又は学校栄養職員

(副委員長)

第3条 選定委員会に副委員長を1人置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、日出町学校給食センターにおいて処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。